

別添

規 則 等 の 名 称	処分基準（生活安全編）
根 拠 法 令	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成16年法律第83号）
趣 旨	民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）及び警察庁組織令等の一部を改正する政令（令和3年政令第335号）によるインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）の一部改正等に伴い、本県公安委員会が定める行政手続法に基づく処分基準の改定を行った。
概 要	民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成人となる年齢が20歳から18歳に引き下げられたこと等に伴い、これに関するインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の一部について次のとおり改定を行った。 1 処分基準の改定の概要 処分基準の改定（5件） (1) インターネット異性紹介事業者に対する指示（法第13条関係） 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の題名の変更等所要の改正を行った。 (2) インターネット異性紹介事業の停止命令（法第14条第1項関係） 別紙2の別表の(8)中 「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」 に、同表の(18)中 「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」 に改め、同表に (49) 特定複合観光施設区域整備法第237条第1項第6号（同法第69条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）に 当たる行為 を加える等所要の改正を行った。 (3) インターネット異性紹介事業の廃止命令 字句の整理等所要の改正を行った。 (4) インターネット異性紹介事業者に対する指示（法第15条第2項第1号関係） (1)に同じ。

	(5) インターネット異性紹介事業の停止命令（法第15条第2項第2号関係） (2)に同じ。
施 行 日	令和4年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成人となる年齢が20歳から18歳に引き下げられたこと等に伴うもので、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された審査基準及び処分基準に沿う内容での策定としており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	

